

担い手との意見交換

農地中間管理事業を効果的に推進するため、担い手との意見交換を実施しました。

- 1 日 時 平成28年8月30日（火）
- 2 場 所 栃木市
- 3 出席者 栃木県農業士会土地利用型専門部会 部会員30名
- 4 意見交換概要

(1) 県からの説明

- ・本県における農地中間管理事業の推進状況について

(2) 日本政策金融公庫からの説明

- ・本県における公庫資金の活用状況及び農地中間管理事業の推進について

(3) 担い手からの主な質疑及び意見

○農地中間管理事業を知らない農家もまだ多いため、より一層のPRを図り周知の徹底をお願いしたい。

⇒パンフレット等の作成や各地域における説明会等の機会を通じて、農家の方々へ向けた事業の説明を丁寧に進めていきたいと考えています。

○貸借契約10年以内に受け手が耕作できない状況になり解約となった場合は、交付を受けた経営転換協力金はどうなるのか。

⇒受け手との契約は解約になりますが、出し手との契約は継続されるため、協力金の返還にはなりません。新たな受け手を機構（委託先）がさがすこととなります。

○出し手の事情で解約になった場合は、協力金はどうなるのか。また、やむを得ない事情の具体例は。

⇒やむを得ない事情を除いて、協力金は返還となります。

やむを得ない事情とは、受け手が耕作できなくなり、機構が新たな受け手をさがしたが、1年間経過しても見つからない場合や、収用等により農地を解約する必要がある場合等が該当します。この場合は協力金の返還は生じません。

○未相続地は機構事業を活用できるか。

⇒できません。

○農地中間管理事業で貸借契約済みの農地について、契約途中で出し手からの要望により受け手（耕作者）が買う場合に限り、協力金の返還とならぬよう措置をお願いしたい。農地集積の観点からいけば何も変わらないと思われる。

⇒集積及び経営安定化の観点からもその通りであると思いますが、本制度は貸借による農地集積を念頭に進めていますので、現時点では協力金は返還となります。機構としても、このようなケースに限り返還対象とならぬよう継続して国に要望したいと思います。

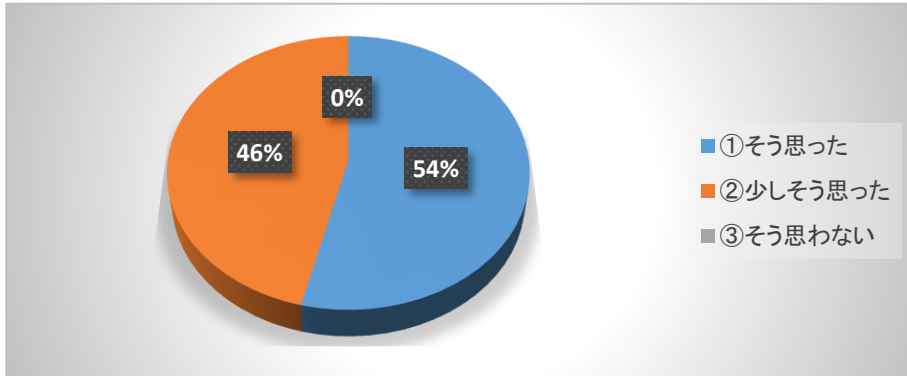
(4) 担い手へのアンケートについて

アンケート集計結果

1意見交換について

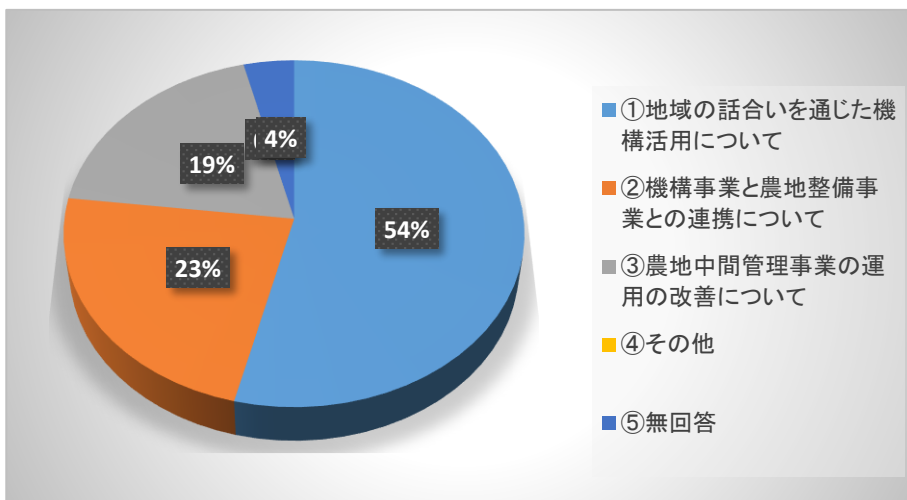
(1) 今回の意見交換会で、本県の農地中間管理事業への理解促進につながりましたか？

回答	
① そう思った	14名
② 少しそう思った	12名
③ そう思わない	0名
計	26名



(2) 今後の意見交換会では、機構を軌道に乗せるための個別テーマを設定し、ご意見をいただきたいと思います。ご関心のあるテーマをお答え下さい。

回答	
① 地域の話合いを通じた機構活用について	14名
② 機構事業と農地整備事業との連携について	6名
③ 農地中間管理事業の運用の改善について	5名
④ その他	0名
⑤ 無回答	1名
計	26名



2機構に関するご意見、ご要望について

回答
・中間管理事業PRの強化促進